

# 産業建設常任委員会記録

平成29年2月27日

【開催日】 平成29年2月27日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後2時27分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	長谷川知司
委員	岩本信子	委員	杉本保喜
委員	松尾数則	委員	山田伸幸

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

副議長	三浦英統
-----	------

【執行部出席者】

産業振興部長	芳司修重	産業振興部次長兼農林水産課長	高橋敏明
商工労働課長	白石俊之	商工労働課課長補佐	山本修一
商工労働課主査兼商工労働係長	工藤歩	建設部長	多田敏明
土木課長	榎坂昌歳	土木課課長補佐	泉本憲之
土木課主査兼河川港湾係長	山崎誠司	下水道課長	柴田直幸
下水道課技監	森弘健二	山陽水処理センター所長	光井洋一
下水道課管理係長	壹岐雅紀	下水道課管理係主任	中村扶実子
水道事業管理者	岩佐謙三	水道局次長兼総務課長	原田健治
水道局総務課課長補佐兼総務班長兼財政係長	岡秀昭	水道局業務課長	伊藤清貴
水道局業務課主査兼営業班長兼営業係長兼計量係長	武野一茂	水道局業務課主査兼料金班長兼務収納係長兼料金係長	山田智則
水道局工務課長	伊東修一	水道局工務課課長補佐兼建設班	江本浩章

		長	
水道局浄水課長	西 山 洋 治	水道局浄水課技監	山 本 敏 之
水道局浄水課主幹	宮 地 浩		

【事務局出席者】

次 長	清 水 保	庶務調査係主任主事	梅 野 貴 裕
-----	-------	-----------	---------

【審査事項】

- 1 議案第9号 平成28年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第1回）  
について（水道局）
- 2 議案第10号 平成28年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算  
（第1回）について（水道局）
- 3 議案第43号 損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額を定めること  
について（土木課）
- 4 議案第6号 平成28年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第  
2回）について（下水道課）
- 5 議案第7号 平成28年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予  
算（第2回）について（下水道課）
- 6 議案第11号 山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例の制  
定について（商工労働課）
- 7 請願第1号 前場橋から埴生漁港までの市道拡幅工事を求める請願書
- 8 陳情・要望について

---

午前10時開会

---

中村博行委員長 おはようございます。それでは産業建設常任委員会を開催いたします。本日水道局からパソコンの持込をということでありましたので、許可したいと思います。それでは早速、審査の内容に入っていきます。それでは日程1、議案第9号、平成28年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第1回）について説明を求めます。

岩佐水道事業管理者 皆さんおはようございます。補正予算に入る前にお手元に、これは副委員長のほうから市民説明会の質疑応答集を作ってくれということでございましたので、それと大口の企業に回っておりますので、これについて資料を今日差し上げておりますので、取扱いのほうよろしくをお願いします。では議案第9号を説明させていただきます。それでは、議案第9号、平成28年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第1回）の概要について御説明いたします。補正予算書1ページから御説明いたします。今回の補正は主に建設改良費、職員給与等の諸経費につきまして、決算を見込んでの調整でございます。第2条は、業務の予定量について補正いたしております。第3条の収益的収入でございますけれども、上水道営業収益におきましては、給水収益は当初厳しめに計上いたしておりましたが上方修正をいたしております。収入合計は約5,600万円の増額補正でございます。支出につきましては、上水道営業費用中の修繕費、委託料、薬品費を決算見込みに応じて大きく減額いたしました。結果、支出合計で3,800万円余りの減額補正となっております。結果、税処理後の当年度損益は補正予算書13ページの損益計算書のとおりでございます。単年度純利益1億8,829万8,000円の見込みですが、これには非現金性の収入6,453万7,000円が含まれております。次に補正予算書2ページの第4条、資本的収支を御説明します。下段の支出については建設改良費を大幅に減額しております。これは工事の中止や入札減によるものです。継続費につきましては、補正予算書11ページ、12ページに調書を添付いたしております。これら工事の原資となる収入につきましても、長期前受金、出資金を減額いたしております。結果として生じた差引不足額につきましては、損益勘定留保資金だけでは足りませんので、積立金を3億838万7,000円取り崩して補填する予定としております。そのほか詳細につきましては、次長から説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

原田水道局次長兼総務課長 おはようございます。それでは補足資料といたしましてお配りしておりますB4の資料も並べて御参照をお願いいたします。

す。まずB4の資料の1ページを御覧ください。備考欄の数値につきましては、当初予算からの増減額を記載しております。収益的収入でございますが、給水収益を上方修正しております。前年度決算値と比較いたしますと、上水が99.6%程度、簡水が94.9%程度の見込みでございます。次に、その他雑収益では消費税還付金が大幅減額しております。これは控除対象課税仕入れが減となったためでございます。また長期前受金戻入は非現金性の収入でございます。収入合計は5,595万8,000円増の15億7,060万5,000円としております。続きまして支出でございますが、職員給与の詳細につきましては補正予算書9ページ以降の給与費明細書に記載しております。お読み取りをお願いいたします。その他の支出は今年度中途までの実績値を参考に印刷製本費、委託料、修繕費、薬品費を大幅減としております。以上、支出の合計につきましては3,811万9,000円減の12億5,353万2,000円としております。税処理後の損益につきましては、補正予算書になりますが、13ページでございます。損益計算書のとおりでございます。前年度決算書をお持ちの方は、平成27年度の損益計算書を並べて比較いただきたいと思っております。当年度予定損益計算書の下から4行目、当年度純利益は1億8,829万8,000円となりますが、これには非現金性の収入、長期前受金戻入等、6,453万7,000円が含まれております。（発言する者あり）13ページでございます。加えて、その下の、その他未処分利益剰余金変動額につきましては、資本的収支不足額補填に使用した積立金取崩額の再掲額でございますので、当然キャッシュが発生するものではありません。それではまた資料のほうに戻ります。2ページ、4項を御覧ください。資本的収入及び支出の欄でございます。下段の資本的支出のうち、償還金を除いた建設改良費につきましては、工事の一部不執行、工事内容変更、入札減等が補正の主な原因で、約1億円の減額となっております。これに償還金を含めての支出合計では9,812万円減額しております。これに加え、6月議会で報告済みの前年度の継続費繰越額1億7,141万6,000円を加えました、総額20億4,953万8,000円が執行予定額とな

ります。これらの建設投資の財源となります資本的収入は、企業債と一般会計からの繰入金でございます。資本的収支の差引不足額は、約8億4,600万円になります。この補填財源につきましては、損益勘定留保資金だけでは足りませんので、積立金3億800万円余りを取り崩して対応しております。これにつきましては先ほど管理者が説明いたしました補正予算書の2ページ第4条に記載があるところでございます。その中に記載が細かくされております。（発言する者あり）文章上です。そこに説明がそのまま載っておるという形です。現在は超低金利のため積極的に長期借入れをしておりますので、本来自己財源で支出すべき額につきましてはその分内部留保すべきでございますが、今年度は建設投資額が大きいため企業債残高は8億7,000万円余り増えながら、内部留保は逆に減少しております。具体的には補正予算書8ページでございますが、キャッシュ・フロー計算書を御覧いただけたらと思います。

3の財務活動におきまして、新規で11億4,800万円の企業債で資金を調達しながらも、会計外に現金が流出する予定でございます。以上の予算執行による結果が補正予算書15、16ページの貸借対照表に表れております。なお、貸借対照表は前年度繰越事業費の1億7,141万6,000円を含めて作成しております。利益剰余金のうち当年度未処分利益剰余金は15ページの一番下のところ、注⑥の表記のとおり現金の裏付けのない利益約3億7,300万円が含まれております。企業債残高につきましては52億3,650万7,000円になります。次年度の企業債償還は6,200万円余り増加し3億3,799万円の元金返済となりますので、経営は更に厳しくなります。次に補正予算書の2ページに戻らせていただきます。第5条以下でございます。流用禁止経費、他会計補助金の補正を載せております。以上、簡単ではございますが、上水道の補正予算の説明とさせていただきます。以上、御審議をよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 それでは説明のほうが終わりましたので、委員からの質疑を求めますが、まず収益的収支のほうだけでいきましようかね。収益収支

のほうで。

山田伸幸委員 給水量が増えたというか、予定よりは多かったということですが、どういったことが見込まれるのでしょうか。

岡水道局総務課課長補佐 当初予算を編成する段階では実績値といたしましては、26年度の決算しかありません。それからマイナス何%という形で26年度決算値の99%程度で算出しております。それを年度途中まで過ぎておりますので、その実績等々を見込みまして、27年度決算値に対して99.6%程度、2月までの実績はございますので、残り2か月の見込みを加味いたしまして、それでも若干の安全率を加えまして増やしたという形になっております。家庭用につきましてはさほど変動ございません。前年度の決算値と大体似たような数字になっておりますけれども、主に企業用、75ミリ等々が当初見込んだものよりかは上向いたということで上方修正しております。

山田伸幸委員 75ミリが上向いたということですが、家庭用というのは全体の何%ぐらいあって、この75ミリというのは何%ぐらいあるのか、それは数値として出せますか。

岡水道局総務課課長補佐 それは契約件数のことでしょうか。それとも水量比でしょうか。それとも金額比……。

山田伸幸委員 できたら金額がいちばん分かりやすいと思います。

岡水道局総務課課長補佐 ちょっとお待ちください。後ほどお知らせいたします。

杉本保喜委員 B4の資料の収益的収入の受託工事収益です。ここに下水道関連給水管の移設、これが一部、不執行だったということですが、これに

ついて概略説明をお願いいたします。

岡水道局総務課課長補佐 下水道工事に伴う水道管の移設工事は、原因者負担で下水道に負担していただきます。同じような負担金がいわゆる資本的収支のものにも入っております。なぜこの収益的収入のほうに上がっているかと申しますと、下水道が原因で振り替えた、移設した水道管がこの先もずっと資産として使えるもの、要は次の更新のときにその分を生かせるものについては、4条経理でします。資本的収支のほうでやります。ただし、例えばマンホールの切り回しだけやっておくれというような依頼もございますので、その際にはその部分だけ、う回するような形で水道管をすげ替えるのですが、そういった場合には次の更新のときにはその部分だけ残して、例えば5mだけ生かしてその前後を更新するという形にはしませんので、ですから収益的収入のほうにその負担金が上がっているということで、下水道の工事が次年度に繰り越されたり、計画自体が別のものと振り替わったりしたために、私どもの移設工事も不執行となったということです。

中村博行委員長 いいですかね。ほかには。

山田伸幸委員 岡さんが数字を出される間にもう一つお聞きしておきます。B4の資料のほうの法定福利費が随分マイナスが、この中でいえば大きい部類に入っていますが、この約380万円の原因というのはどういった内容なのでしょうか。

岡水道局総務課課長補佐 法定福利自体は当初予算で不足しましたら予算執行できません。全ての給与費全体に言えることなのですが、流用禁止経費に係りますもので、市町村共済の法定福利費が主なわけですが、その長期、短期の負担金というものは多めに計上しております。それで春先にはその率が決まりますので、毎年公務員の減少等々もございまして、市町村共済負担金の率が毎年変わります。当初予算編成時には、確たる数



字がございませんので、予想で上げますのでどうしてもこういった形で大幅減額という形になります。ただし、このたびは見積もったものよりか、率の上昇率が少なかったためにこのような形になっております。

岩本信子委員 聞きたいこといろいろあります。まず臨時職員が7名に増やされていますが、どのような業務が増えたということですか。

原田水道局次長兼総務課長 これは、7名に増えておりますが、工水会計を含めましては、数は変わっておりません。実際には1名上水道会計で新規採用しましたが、工業水会計のほうの職員が1名減っております。トータルでは変わってはおりません。

岩本信子委員 修繕費がかなり減となっておりますが、これは入札減と見てよろしいでしょうか。ちょっとその辺を。

岡水道局総務課課長補佐 修繕費の主なものとしましては、給水管、配水管の修繕費が主なものです。確かに大きい修繕、単独でポンプの修繕をいたしましたり、資料の備考欄に書いております鴨庄のフェンスという形で書いていたりするものもございます。入札減や工事のボリューム等々が減った分もございますけれども、その備考欄、送配水、三角の956万7,000と書いております。もう一つ給水と書いておりますが、給水管絡みの修繕でございます。それが184万3,000、あとメーターの取替えが151万2,000というような形です。要は突発的に起こる修繕に対して当初予算については多めに組んでいるということです。漏水修繕が主なものです。年度途中、12月までの実績をベースにそれから先3か月分の予算しか要りませんので、それもある程度余裕は組んでおります。1月、2月、3月は寒波の危険性もございますので、その分含めて若干は余裕を見ておりますが、それまで9か月分の実績を踏まえてそれから先要らない分については落としているという形で御理解いただきたいと思います。

岩本信子委員 修繕費については水道も大分老朽化しているということで、計画的な修繕費の使い方、ここからここまでを今年しますとかいうような計画というのは立てられていないのですか。今、聞くと突発的なことに対する予備みたいなことをおっしゃったのですが、その辺の修繕計画ということはどうなっていますか。

岡水道局総務課課長補佐 水道施設の7割方を占めます水道管路につきましては、修繕を計画的に進めるというよりかは、施設の更新自体が先決であります。ただでさえ老朽化しておりますので、局部的にやり直すよりかは一括して全部すげ替えたほうが早いです。ですから、この修繕費に計上されている分につきましては、突発の漏水についてのもの。それと浄水場の設備に関しては、例えばポンプ、結構高額なポンプがございます。数千万円するポンプもございますので、そういったものについては計画的に検査、点検をしてオーバーホールをしてというような形で各担当が計画を持ってやっております。

岩佐水道事業管理者 修繕というのは3条会計になっています。つまり水道を経営するとき、維持をしなければいけないところが3条会計です。だから管が壊れたりすると、修繕するのは3条会計でやります。皆様にお伝えしたアセットマネジメントというのは、その管自体を更新しますから、これは4条会計です。だから4条会計というのは資産に上がります。3条会計というのは資産に上がりませんので、つまり修繕をしていくと修繕費になります。その辺の考え方を御理解ください。

山田伸幸委員 臨時職員についてお聞きしたいのですが、本庁の場合は、大体分かっていますが、水道局の臨時職員の条件というのは、どのようになっていますか。

原田水道局次長兼総務課長 条件とは雇用の条件のことですか。（「賃金とか

労働時間とかあるでしょ」と呼ぶ者あり) 水道局の臨時職員の雇用の条件でございますが、一般事務の関係につきましては、市長部局と全く同じでございます。時給並びに勤務時間も全く同じという形でございます。それから水道局の場合、外で仕事をやっていただく方、特にメーターの交換とか、それから各家のお引っ越し等に関わる開閉栓ですね。それからあと外部のいろいろな貯水槽の点検とか、そういう危険な作業等がある仕事もありますが、そういった方につきましては、日給につきまして、プラス700円高く設定をしております。肉体的に非常に厳しいということと、ほとんど1日中ずっと出ておられるという形ですので、その分日給につきまして700円ほど増加した額で雇用をしておるといいます。勤務時間は同じでございます。

山田伸幸委員 勤務時間は。

原田水道局次長兼総務課長 勤務時間は7時間45分でございます。

山田伸幸委員 一般事務職員の具体的な賃金とそれから社会保険料の負担はどうなっているのか。先ほど金額までは言及がありませんでしたのでお願いいたします。

原田水道局次長兼総務課長 一般事務が1日当たり6,000円でございます。それで人数が、一般事務の方が二人でございます。それから外に出られる方、この方が5名で、これが日給でございますと6,700円という形でございます。

山田伸幸委員 社会保険料の負担は。

原田水道局次長兼総務課長 社会保険料につきましては、法定どおり2分の1負担をしております。

山田伸幸委員 この間も臨時職員については、本当、臨時的な職ということで、現金には触れさせないという基本的な本庁の考え方があると思います。その辺は徹底されておられるのでしょうか。

原田水道局次長兼総務課長 水道局に関しましては、窓口には臨時の方を1名配置しております。この方につきましては現金のほうは取扱いをさせていただいております。ただし、すぐ横に職員が付いております。全てチェックをしております。

岩本信子委員 支払利息が減っている。これは安い利息に借り換えられたとは思いますが、この利息減で元金が増という、ちょっとこの辺を説明していただけますか。利息がどのくらいまで下げられた分を借りられたのか。

岡水道局総務課課長補佐 これちょっと表現が難しいというか、ややこしい表現をいたしまして済みませんでした。資料の備考欄に前年度企業債借入条件によると書いております。前年度借入金額が決算値で少し減っております。決算書の企業債明細書に載っているところですが、実際当初予算で組むときには、まだ借入れを行っておりません。3月末の借入れでございますので、利息の変動等によって次年度の利払いの予算が不足するということも考えられますので、少し利率については多めに組んでおります。実績でいきますと、0.5%で借りた企業債を予算では1.3%で組んでおります。今の超低金利というのが、余り信用にならないといえますか、政策的にされているものですから急騰する場合も十分ございます。ですから安全率を掛けまして1.3%で組んで、実績がございまして、0.5%に戻したということでございます。それに加えて年間の利率が下がりますと、元利均等払いでございますので、元金の比率が多くなるので、こういう説明をしております。先ほどの山田委員の御質問です。家庭用が料金収入のうち何%を占めるかということです。実績値で簡易水道及び上水道の13ミリ、20ミリ口径の収益予

定は、全体の58.06%です。

山田伸幸委員 今の58%というのは、ちょっと少ないのかなと思ったのですが、やっぱり山陽小野田市の特徴としては、企業向け、そういったものがかなり多くを占めて、実質42%ぐらいということになるろうかと思うのですが、企業向けと考えていいでしょうか。

岡水道局総務課課長補佐 契約件数といたしましては、97%近くが家庭用でございます。残り3%をそれ以外、25ミリ以上の口径の使用者及び臨時用水、船舶用水の使用者になっております。ですから現行の料金制度が中口径、大口径、いわゆる一般企業店舗向けの口径に対してある程度、割り増しで負担いただいているという形で、収益に直しますと約六四の割合で家庭用が6、企業が4という割合ですが、契約者の数からいきますと、97%と3%という形になっております。

中村博行委員長 その辺りは前回も御説明いただいていると思います。

山田伸幸委員 料金と件数ですけど、これが使用量になるとどうなりますか。

岡水道局総務課課長補佐 後ほど計算してお知らせしますけれども、ざっくり今言えるのは7対3ぐらいです。

岩本信子委員 これを見る限り、補正の中では売上げが増えて、支出を減らしたという形が見えるのですが、この中で例えば企業努力をされて費用が減ったという部分がありますか、どうですか。ちょっとお聞きします。

岡水道局総務課課長補佐 企業努力、コスト削減といえますのは、単年度で現れにくいものです。それまでに無駄遣いをしていけば、企業努力という数字が出るでしょう。ですけれども、私ども職員全員に対して、経費を下げれば、その分利益が増えるというのは、きつく言っておりますので。

ですから徐々に減りますが、急に前年度決算に比較して、これほど実績が上がりましたよというのはなかなか示しにくいようなところですけども、決して無駄遣いをするようなことは言っておりませんし、水道料金として単年度純利益として上がってくるものについては、職員研修とかで言いますけれども、ユーザーから預かったお金であると。今後の施設投資に掛かるものを、一時的に水道局が預かっているに過ぎないというのは職員全員共通認識で持っております。

岩佐水道事業管理者 先ほど収益が1億8,829万と言いました。その中に前受金戻入、非現金のところ。6,453万、これは非現金。だからキャッシュ・フローを見られると、キャッシュじゃないことがお分かりでしょ。つまり数字上は1億8,000ですが、非現金がこれだけございますよと。純粹にいうと1億2,000万しか利益がないということですね。それと損益計算書16ページを見てください。16ページは貸借対照表です。ここで固定負債の企業債と流動負債の企業債を足しますと52億円になります。借金が。去年はここが43億円でした。その時の内部留保資金が9億円あったのですが、今年は内部留保資金が7億1,000万しかありません。7億1,000万で企業債が52億円ある。これは大型投資をしたからです。今度見てもらいます浄水場と配水池ですね。それで企業債が増えて、内部留保資金が減ったということから、これは補正予算ですけども、これが決算の見込みですから、そういう決算になりますよということですから、去年より大変厳しい状況になっているということも御理解ください。

杉本保喜委員 収益的支出のところの委託料が予定よりも500万少なくなったということですが、それが堆積粘土運搬処理、活性炭の投入が大きいということですけど、この辺りは予定として立てたのに、こういう状況になったというのは、どのように解釈されるのですか。

岡水道局総務課課長補佐 資料の1ページ、数字的には備考欄に書いてあると

おりなのですが、堆積粘土といいますのは、浄水処理のときにおきます沈殿後の汚泥でございます。それについては定期的に脱水して、乾かして運搬処理しますが、その量自体が減ったというのもございますし、4月から3月末までのタイミングの問題もございます。まとめて二、三か月に、一遍に搬出しますので、排出したときにその費用が発生するということで、決算時点では今見込んでいる排出のサイクルから考えて、200万減るという見込みでございます。それと活性炭投入を216万ほど減額しております。委託料のほうですね。もう一つ薬品費のところに活性炭三角248万4,000円と書いております。これは浄水処理するうちに、臭気、においが出た場合に活性炭を投入いたします。ただし、実績値といたしましては、ここ数年臭気が出たことはございません。9か月間実績がなかったということで、その分を落としております。ただし、これから先3か月、1、2、3月のうちに出た場合の分は予算を残しておこうということで、必要なから落とすということですが、ですから4月からずっと水質の関係で臭気が出れば、活性炭を投入すると。薬品費も掛かりますし、その委託料も掛かるという形ですから、途中まで要らなかったということで、その要らなかった分を落としたということで御理解いただきたいと思っております。

杉本保喜委員 堆積粘土のことですけれど、先ほど時期的なものがあるというような感じで言われたようにありますが、季節的にはどの辺りが、一番量が多いですか。

岡水道局総務課課長補佐 堆積粘土につきましては、時期的なものはさほどございません。原水の臭気に対してはございます。渇水期であるとか、小野田地区はダム水を利用しておりますので、その関係で。あと、気温と水温等々に影響を受けることもございますけれども、堆積粘土につきましては、時期的なものはございません。ただ、搬出のタイミングが3月末に引っ掛かるか、引っ掛からないかというので1回分、予算のうちに入れるか入れないかという判断はございます。

杉本保喜委員 そうすると堆積物を運搬する時期というのは、量を見るのか、季節を見るのですか、時期を見るのですか。

原田水道局次長兼総務課長 これは汚泥を乾燥させて、搬出するというものです。水道局としては、汚泥の処理につきましては重量単価で処理されますので、できるだけ同じ汚泥の量にしましても、しっかり乾燥させた、重量を下げた状態で処理をしたいと思っています。そのため、3月の終わり頃になりまして、もう少し乾かしたほうが安く処理できるなど思えば、4月までしっかり乾かして処理するということもありまして、それにより3月から4月にずれ込むという場合があるということになります。

山田伸幸委員 水道の環境を、水源涵養林かんようのそれを市民の方によく知っていただくということで、ハイキングを毎年取り組んでおられますが、昨年も秋にやっておられると思うのですが、その実施状況ですね。どういうことなのか、市民の方に水道事業に対する、そういった水源を守っていく、そういう普及の活動ですね。それに対する評価はどうだったのか分かっている範囲でお答えいただきたいと思います。

原田水道局次長兼総務課長 昨年の11月に水源涵養林かんようのハイキングに取り組みました。参加者数が一般の方が三十一、二名ぐら이었다であろうということでございます。正確な数字がはっきりしておりませんので申し訳ございません。毎年、このハイキングの中で水道局としましては、まず水道水の基になります河川の水ですが、これはどこからきているのかということで、まず森林の重要性、それから環境の重要性を訴えておるところでございます。一つは森林がないと豊かな水が川に流れないということと、もう一つは川の自然環境が保全されていなければ水質そのものが良くなれないと、この二つにつきまして水道局としては毎回ハイキングのときに説明をしておるところでございます。そのときに水源涵養林かんようの中を歩いていただきまして、実際にその本来の自然な形の森



林というのはどういうものなのかと、人工林とそういった自然林の違いやその水源涵養機能の違い等につきましても説明をさせていただいておるところでございます。水源涵養の中を歩こうとしたのですが、いろいろちょっと問題がございまして、このたびは歩いておりません。これにつきましても余り公式にはちょっと言えませんが、このたびは外から眺めていただくという形で御説明だけをさせていただきました。

岩佐水道事業管理者　それだけじゃなくて今日担当者来ていませんけど、いつも熱心な担当者がいますが、実は水源涵養林だけじゃなくて、雨が川に流れてダムに行くといいところ全部帰りに連れて行きます。川、小野湖そしてダム、浄水場という形で水がこうやってできますよと。これにはコストが掛かりますよと、いやらしいからそこまで言いませんけども、分かっていたくような説明はいたしておるつもりでございます。

山田伸幸委員　私も個人的に水源地、日峯川ですかね。あそこに随分前から行ってその都度情報発信しましたし、去年は私が行ったときが一番よくて、あとハイキングの日程の日には紅葉はほとんどないだろうというようなちょっと設定ミスもあったりして、やはりすばらしいものをこういった環境があるということをもっともっと知っていただくというのも、水道局の果たす役割だと思います。ほかにこういう飲み水だとか、環境を取り扱う部署が環境だけはあるのですが、水に限っては水道局がやらざるを得ませんので、その辺は先ほど言われたように水源をずっとたどっていくというのは非常にいいなと思うのですが、ただ本物の水源までは行ってないですよ。行けないというか、普通はね。その辺ができれば完璧かなと思いますが、そういった努力も引き続きやっていただきたいということを述べて終わります。

長谷川知司副委員長　給水収益ですが、これについては滞納者がいらっしゃると思います。滞納率はどれぐらいか。それでそれについてどのような回収方法をされているか、教えてください。

伊藤水道局業務課長 滞納率といいますか、実際の金額、ちょっと待ってくださいね、資料を出しますので。

岩佐水道事業管理者 その間に言います。御承知のように水道料金は私債権ですよね。御承知のように公債権、私債権あって、私債権です。今、山陽小野田市全体で病院も含めて、そういう債権、公債権、私債権の滞納等々がございますので、条例化してくれというお願いをいたしました。水道局が早くお願いしたのですが、このたびやっ取り上げていただいて9月に条例を作る方向で内部検討をしていただいております。じゃあ今までどうしていたのかということの説明させます。

伊藤水道局業務課長 平成27年度分は99.93%の回収率を持っております。不納欠損として落とす額としましては、本当にわずかですが、それは職員が家庭訪問等を含めて鋭意努力をしていると御理解いただければと思います。それから、今、局長が申し上げましたが、水道料金につきましては私債権になります。一応10年間は追うようにしております、会計上は持っております。ただそれ以上につきましては一応会計上落とすという形で、別帳簿で債権管理をいたしておりますが、これにつきましては一応水道料金の場合は時効の援用という形で本人から申出がない限り、またほかの条件等もありますが、それが無い限りはずっと持つておかないといけませんので、一応持つのは持つておりますが、なかなかこれは回収ができておりません。しかしながら、これにつきましては今、債権管理条例を委員会等で協議の段階にきております。それができた時点で私どもの水道料金のほうも規定化いたしまして、最終的な取扱いをどうするかを決めていきたいと思っております。

岩佐水道事業管理者 時効の援用というのがあるのですが、その人たちがそのことを知らないのです、結局民法上10年間ずっと残ってしまうのです。残って、今、いわゆる条例がないので、処理できないので別帳簿に残っ

ているということで、大変処理に困っているというのが実情です。債権の条例を作っていただくことによってその辺の処理ができようかと思えます。

岡水道局総務課課長補佐 先ほど山田委員の御質問、水量ベースで家庭用が幾らかという形で、7、3というざっくり申し上げましたけれども、家庭用70.03です。それともう一つ水道料金の収納率の話がございました。一般会計と違いますのは、収入計上いたしますのは、決算値もそうですけれども全額です。調定額全額になります。発生主義でございますので、水道料金として請求書をお出した分につきましては、全額収益に上がります。補正予算書の15ページを御覧になってください。一つ御注意願いたいのは2項の流動資産のところでございます。(2)です。未収金と書いております。注で①と下に書いております。3月分水道料金の全額1億844万5,000円、こちらのほうが3月末日に3月分の水道料金を調定いたしますので、その分が全額未収金として計上されます。もう一つその下です。三角で955万8,000円と書いております。先ほどの収納率が99.93%と申しました。その不足する分につきましては、貸倒引当金を計上するように義務付けられました。その義務付けられたものに対応する金額がこの995万8,000円、過去10年間分の貸し倒れに対する備えでございます。

岩本信子委員 15ページですね。貸倒引当金を同額取り崩すのは分かるのですが、未収金と振り替えたということになると、未収金扱いになっているわけですか。この955万8,000円というのは。これどのようにとったらいのか。消えるのかと思って。不納欠損処理したということになるのか、ちょっともう一度説明してください。

岡水道局総務課課長補佐 決算時点ではこの補正予算書の数字を仮に使います。注①のところに185839と載っております。これが決算時点での未収金総額でございます。ですから3月分の分が1億ぐらい入っております。

して、その残りが過期分の未収金になります。それで決算を打つときに、前年度の決算と比較いたしまして、不納欠損をする分につきましては、この下の三角955万8,000円の中から一部取り崩して、未収金と相殺するという形になります。貸倒引当金という勘定科目と未収金を相殺するという形になります。

岩本信子委員　だから結局、不納欠損処理と同じことですよ、今の言われたことは。それなら分かるけど、分かると言ったって、ちょっと分からない。だから不納欠損処理を、貸倒引当金というのが今できているから、その未収金の何パーセント以内で貸倒引当金というのが決算上認められていますよね。たしかそういうようなことですよ。それでそれを取り崩したということですね。

岡水道局総務課課長補佐　資料の1ページ御覧になってください。収益的支出の中ほど、上水道の中ほどです。貸倒引当金繰入額というのがございます。合計の欄に73万1,000円というのがございます。これが不納欠損した後に備えとして不足する分がございますので、その分を73万1,000円ほど貸倒引当金に積み増すという形です。毎年こういう形で積み増した分を取り崩す分についてはこの予算経理を伴いません。貸借対照表上の中だけで処理しますので、予算審議、決算認定の審議の段階では貸借対照表の注書きのように別で表さないと委員の皆さんに判断していただけませんので、注書きとして表記しております。これを書かないといかほど取り崩したのかというのは前年度決算との差額でしか、判断できませんので、非常に難しい数字のやり取りになりますので、こういう形で明記しております。

山田伸幸委員　今回補正ですので、あまり。どうしても解明できなければ担当者とちょっとやっていただきたいのですが、大事な問題としてセーフティネットに関わる問題で、昨年も私の知っている自治会長から何人かそういう亡くなられるまま発見されると。つい先日も2月の頭でしたかね。

私の御近所の方がやはりヘルパーが発見するということがあったのですが、水道として今そういったセーフティネットに関わっておられると思いますが、どういった活動をしておられるのか、その点だけちょっとお聞きしたいと思います。

伊藤水道局業務課長 私どもといたしましても、個別訪問するのは検針業務が中心になります。これにつきましては、委託業者に各家庭の状況を把握するようにはしていただいております。これは委託の契約の中にも入っております。あと市の福祉と昨年協定を結んでおります。お互いの情報交換といいましても、これは個人情報とかいう面もありますが、何かあったときにはお互いに情報交換をしていこうという協定を結んでおります。これは市の福祉が新聞とか電気、ガスとかいろいろなところと協定を結んでおられますが、水道もそれに参加させていただいて、情報交換をしていこうという形をとっております。あと社会福祉協議会とも同じような形で何らかのお手伝いができないかということで、協議はしております。

山田伸幸委員 それとつい先日出たのですが、行方不明者ですね。こういった情報はそちらには恐らく行っていないと思いますけど、検針だとかいろいろ市内を巡られる方が多いと思うのですが、そういった行方不明者を探すネットにも、是非かなり広範囲に動いておられますので、あるいは先日発見されたのは山の中で発見されているというのもあるのですが、一刻も早く手立てを打たなくてはいけないので、そういったところにも是非水道局としても情報が入るようにしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。これ局長ですか。

岩佐水道事業管理者 実は山田委員の本会議の質問で、うちの次長が市長から大変叱られた経験を持っておりますので、そのシステムを作るということで今、課長が申しあげましたように福祉等と色々なネットワークを作ろうということでお願いします。だから今、おっしゃったように細か

い情報が即座に入ってくるわけではありません。というのは2か月に1回とか、検針する頻度があまり高くございませんので。でも下請にもその辺は十二分に心掛けるように担当のほうから申し上げております。その辺強く叱られておりますので。言った本人が御存じないというのは大変いいですね。本会議で強く叱られました。山田委員のそういうセーフティネットどうなっているのかということで、水道局に振られまして私が答えたら良かったのですが、たまたま次長が答えましてその答弁が大変まずいということでお叱りを受けた、御記憶があるでしょうか。

中村博行委員長　それでは収益的収支のほう終わりました、資本的収支のほうに入りたいと思いますが、これについて。（「全体的に」と呼ぶ者あり）それも含めていきましょうか、それならね。

松尾数則委員　例えば10ページにある分だけ、代表的な特殊勤務手当の名称、代表的というのだからここに書いてある以外にあるのかなと思って。どういうものがあるのか、ちょっと教えてもらいたいなと思って。

岡水道局総務課課長補佐　10ページではなくて9ページ。（「いやいや、10ページにある」と呼ぶ者あり）10ページに代表的な特殊勤務手当というのが、全ては書き込む欄がございませんので、10ページのほうはそう書いておりますけれども、9ページの中段の手当の内訳でございます。その2段書きになっておりますけれども、下の外勤から緊急呼出しまで、これが特殊勤務手当に当たるものです。

松尾数則委員　基本的にはこれはじゃあ水道関係に、特別にあるような手当で一般行政のほうにはこれはない。病院のほうにはあるのかな。ちょっとその辺のところを教えてもらえると。

原田水道局次長兼総務課長　特殊勤務手当はそれぞれの職場の特殊性に応じてそれぞれ設置してありますので、当然ですけど水道にしかないものがほ

とんどになります。逆に言いますと、市長部局には市長部局にしかない手当がございまして、それに水道は該当しないものになりますので、当然のことでありますし、病院関係はまた医療という特殊な現場でございまして、どうしても特殊勤務手当の性格というのは違うものがあるということで御理解いただきたいと思います。

松尾数則委員　ちょっと変な質問したけども、昔、水道局にはいろいろな特殊勤務手当というのがあって、いろいろと話題となったことがあったので、こういう質問をしたのですが、今は、基本的には第三者から見て、おかしげな特殊勤務手当というのは基本的にはないという判断でよろしいわけですね。

原田水道局次長兼総務課長　恐らく、松尾委員が言ってらっしゃいますのは合併当初ありました水道局の企業手当のことではないかと思うのですが、これにつきましては局内で、労使でいろいろ検討いたしまして、最終的に27年の1月から廃止をしております。

岩本信子委員　補助金の件ですが、これは一般会計から出てくるのですが、この財源というのは国から出る分ですか。その辺は御存じですか、どうですか。ちょっとお聞きしたいのですが。

岡水道局総務課課長補佐　資料2ページ、資本的収入の出資金のところ書いてあります石綿管更新に係る一般会計の繰入金のことをおっしゃっているとします。これにつきましては繰り入れた額の原資は一般会計では特例債を使っております。合併特例債を使って繰入れをいただいております。

岩本信子委員　一般会計がもらうのが、交付金、地方交付税があるのかどうかを聞いたのです。その財源を聞いたのです。

岡水道局総務課課長補佐　ですから特例債で全て原資を調達されています。ですから後年度に元金償還に対して、交付税措置がされるというのは、ほかの特例債事業と全く同じでございます。

松尾数則委員　ちょっと確認とっていいですか。石綿管は、28年で終わるはず。もうすでに完璧に終わったのでしょうか。

伊東水道局工務課長　もう一か所残っております、発注はしていますが、繰越しで来年度の6月末までの工期でやるようにしております。下水道工事で隣接する工区がありまして、当初から工程を詰めておりましたが、下水道の工法が変わって、工期が延長になりましたので、交通規制がすごく長い範囲になってしまいますので、うちのほうが繰越しで、年度をまたいで行うことになっていきます。場所は西側のファミリーマートの辺りですが、そこで終わりです。それが済めば、残りはなくなるということになっております。

長谷川知司副委員長　先ほど松尾委員が言われました手当の中で危険手当とありますが、これは具体的にはどういうことが危険手当になるのですか。

原田水道局次長兼総務課長　危険手当につきましては、一つは高所作業です。もう一つは薬品、特に毒物、劇物等扱いますので、そういった薬品を扱った場合には危険手当の対象としております。具体的に高所作業と言いますと、浄水場の沈殿池等の清掃。水を抜くと高さが5メートルぐらいあります。その上からホースで圧力水を池の中に向けて放出して、池を洗浄するという作業ですけど、池の外からではなくて、池の中にある渡り廊下等の上から放出作業をしなくてはいけないとか、かなり危険な状態になります。できるだけ危険回避のために安全帯を取り付けるとか、そういった改善を今年度行ったところでございます。また、薬品につきましては、主に水質係が水質検査するときに扱いますが、この中にいわゆる毒物、劇物と言われるものがございまして、非常に取扱いを慎重に



しないといけないというものですので、そういったものを扱った場合には支給対象としております。

中村博行委員長 ほかにはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、質疑を打ち切ります。討論はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論がないようでしたので、採決に移ります。それでは議案第9号平成28年度山陽小野田市水道事業会計補正予算第1回について賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成ということで議案第9号は可決すべきものと決しました。（「休憩」と呼ぶ者あり）休憩の申出がありましたので、ここで5分間休憩をしたいと思います。それでは休憩入ります。

---

午前11時11分休憩

---

---

午前11時18分再開

---

中村博行委員長 休憩前に続きまして審議を続けます。それでは日程2番、議案第10号平成28年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第1回）について説明を求めます。

岩佐水道事業管理者 それでは議案第10号、平成28年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算(第1回)の概要について御説明申し上げます。補正予算書では24ページ以降となります。今回の補正は、職員給与等の諸経費について決算を見込んでの調整でございます。第2条業務の予定量の建設改良事業の補正については、後ほど御説明申し上げます。次に第3条の収益的収支の収入でございますが、総額で15万円余り減額補正をいたしております。支出につきましては、営業費用は今年度中途

までの実績値を参考に、人件費、備用品費、用地管理費等を減額しており約120万円の減額補正でございます。結果、税処理後の当年度損益は補正予算書33ページの損益計算書のとおりでございます。単年度純利益は2,258万8,000円の見込みですが、上水と同じく非現金性の収入を含んでおります。補正予算書24ページに戻りまして、第4条の資本的支出でございますが、建設改良費1,404万7,000円を増額いたしております。差引収支不足額につきましては、損益勘定留保資金等に加え、積立金を一部取り崩して補填する予定としております。なお、詳細につきましては、次長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

原田水道局次長兼総務課長 それでは、上水と同様に補正予算書に沿いながら、同時進行で、お配りしておりますB4の資料も御参照お願いいたします。まずはB4の資料3ページの第1項です。収益的収支を御覧ください。まず収益的収入でございますが、給水収益につきましては工業用水の場合、責任水量制でございますので補正はありません。次に児童手当の負担金、定期預金利息を若干調整しております。収入合計は、若干減額の2億9,823万3,000円としております。続きまして支出でございますが、人件費の増減につきましては補正予算書31ページでございます。この給与費明細書のお読み取りをお願いいたします。次にB4の3ページに戻ります。消費税でございます。主に4条予算の課税仕入れが減少したため、納税額が増えております。ほかにつきましてはお読み取りください。以上、支出合計につきましては、117万8,000円減の2億7,148万5,000円としております。税処理後の損益につきましては補正予算書33ページでございます。損益計算書のとおりでございます。前年度決算書をお持ちの方は、平成27年度の損益計算書と並べて比較いただければと思います。この損益計算書の下から4行目でございます。当年度純利益につきましては2,258万8,000円となります。しかしこれには、長期前受金戻入益として非現金性の収入396万7,000円が含まれております。加えて、その下の、その他

未処分利益剰余金変動額につきましては、資本的収支不足額の補填に使用いたしました積立金取崩額の再掲額でございますので当然キャッシュが発生するものではございません。続きましてB4の資料に戻りますが、資料4ページでございます。第4項、資本的収支でございます。収入につきましては、補正はございません。資本的支出ですが、建設改良費は入札減等により1,404万7,000円減額しております。差引資金不足額8,090万2,000円の補填といたしましては、損益勘定留保資金だけでは補填することができませんので、積立金4,538万円を取り崩して対応いたします。次に補正予算書30ページでございます。キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。このキャッシュ・フロー計算書の下から3行目でございます。6,428万9,000円の資金が流出するようには見えますが、第1項の業務活動の中の未払金、引当金の増減を無視すると、1,675万9,000円の現金が外部に流出することになります。これは、損益計算書では当年度利益が生じたものの、資本的支出の建設改良工事及び企業債償還に係る支出を内部資金で工面したためでございます。以上の予算執行による結果ですが、補正予算書34、35ページの貸借対照表に表れております。35ページの右下のところ、利益剰余金です。7の(2)のところですが、当年度未処分利益剰余金は34ページ下の注③の表記のとおり、現金の裏付けのない利益4,934万7,000円が含まれております。企業債につきましては平成19年度以降借入れを行わず、償還のみを行っておりますので順調に減少し、期末残高につきましては2億742万5,000円となっております。次に補正予算書の25ページを御覧ください。第5条以下でございますが、流用禁止経費、他会計補助金の金額の補正を載せております。以上、簡単ではございますが工業用水道の補正予算の説明とさせていただきます。御審議をよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

山田伸幸委員 このたびの補正で病院会計が約2億円近い赤字が計上されてお

りますが、それについてこの以前の予算審議等でかなり水道からも厳しく言ってほしいという要望があったと思いますが、このたびの昨年3月31日にジャンプをして、その後、何ら改善が見られていないのですが、これについて何か交渉されたのかどうなのか。その点についてお答えください。

岩佐水道事業管理者 初めは1,000万円ずつということで、今年恐らく予算書に我々は6,600万円返ってくるということで言っていますから、それについて事前にお互いに、予算書等々は見えていますので、恐らく病院のほうも6,600万円が出るというような予算書になっていると。6,600万円、我々は収入が予算書上入ると、病院側は6,600万円ほど出るという予算になっていると思っています。

中村博行委員長 具体的にそういう話合いは。

岡水道局総務課課長補佐 議案書を送付する前、予算編成の段階で病院の予算編成担当には確認しております。28年度補正予算、29年度当初予算につきましても、予定した償還スケジュールに沿って予算を組まれているということを確認済みでございます。

山田伸幸委員 やはり病院に対しては厳しく、対処していただきたいということです。これはこの委員会でも所管の委員会ですので、その点についてはぜひ病院局から約束の不履行がないようにしていただきたいということです。それと工業水道会計で1点どうしても言っておかなくてはいけないのが、現在、叶松団地内の工事が進んでおりまして、今、日中の工事期間中はう回がされて、バスが私は知らなかったのですが、叶松第四自治会内の自治会管理道を通るというコースを通過して、そのバスが通ったことによると思われる路面の傷みが発生したのですが、そういったバスとか大型ダンプ等がう回をしてきて、ああいうようなことが出たという実際の姿があるのですが、それについては当初から何も検討されてい

なかったのか。あとそういう被害が出て、慌てて対処されたのか。その点いかがでしょうか。

伊東水道局工務課長 バスが通ってはいけないという道路ではなかったと思います。道路が傷むということはちょっと想定しておりませんでしたので、今回は一応バスが通った、ダンプが通ったということで舗装が偏ってめくれたというか、そういうような補修はさせていただきましたが、これ以降もし何か起こったときは、ちょっと対応はまた考えたいなどは思っておりますが、自治会で管理されているということであれば、その辺詰めていかなくちやいけないなと思っております。道路自体のほうに問題があるということも考えられますので。2トン以上通行禁止とかいうそういう制限があれば、バスのほうも通れないと思いますけど、その辺り協議していかなくちやいけないかなと思っております。

山田伸幸委員 これは自治会内の問題かもしれませんが、その話が徹底されなくて、バスが何で自治会の中を走っているのかというようなこともありまして、これはそちらのほうで自治会にきちんと通知しておられれば、問題なかったと思います。それはされたということですね。

伊東水道局工務課長 もちろん自治会とは協議させていただいております。

山田伸幸委員 その上で道路が傷んだという、それについてはすぐ補修をされたのですが、今の話からすると、その後の傷む分については再協議ということでしょうか。

伊東水道局工務課長 <sup>かし</sup>瑕疵責任の期間も考慮しなくちはいけないと思いますけど、その辺りはしっかり詰めていかなくちやいけないなと思っております。工事車両のためだけによるものであるということも、なかなか証明するのも難しいところもあると思っておりますので、そこはしっかり詰めていきたいなと思っております。

中村博行委員長　ほかにございますか。

岩本信子委員　結局これで1,000万返してもらって、結局残高は。先ほどの市民病院から借りているお金の残高ですね。貸付金の残高は結局幾らになっているのですか。

岡水道局総務課課長補佐　補正予算書の34ページです。固定資産、(3)投資、その他資産、長期貸付金、3億3,000万というような形で表記しております。これは平成28年度決算見込みの貸借対照表でございますので(発言する者あり)はい。ですから2回ほど、27年、28年度、元金を1,000万ずつ返していただく予定ですので3億3,000万です。

中村博行委員長　4ページの資料を見たらと思います。ほかにございますか。

山田伸幸委員　予定ということは、それは先方のほうからいつ返しますよという話はあったのですか。

岡水道局総務課課長補佐　貸付けの契約書どおりに返していただけるという形で私どものほうに何月ぐらいに入ってくるかという入金の予定はこれから先、問い合わせようとは思いますが、一日、二日の違いですから、口座の受入れ等々ございますので、その処理だけの打合せだけですので、土壇場になって入らないということは、まずないです。

山田伸幸委員　このたびの病院の補正予算を見たら大丈夫かなと。昨年も決算のときに1億8,000万ぐらい一般会計から繰り入れざるを得ないという状況がありましたので、3月にこの金額が入るのかなという。1回目、2回目となっているのですが、契約上は、何月に入って、2回目が何月というようになっているのでしょうか。

岡水道局総務課課長補佐 詳しい日付まではあれですが、たしか3月25日締めで定期償還を受けるようになっておりますので。ですから休日、祭日等のずれはあるにせよ、期日までには元金並びに利息の支払いはあると予定しておりますし、それで資金繰りもしております。

岩佐水道事業管理者 山田委員、随分これジャンプ、ジャンプしてね。貸すときには考えられんような貸し方、返し方なのです。しかも、このたびも1,000万、1,000万それから6,600万というような形で、予算計上をお互いにして、確認した後に、返さないというのは普通ないですよ。だからそれを信じたいと思いますよ。じゃないとお互いに親会社である市の子会社同士で、融通しあった、その信頼感がなくなるということは、大変なことですから、私は信じたいと思っています。

中村博行委員長 この辺りはね、入れてもらわないといけない。

岩本信子委員 資料のページ3のところ、用地管理費というのが、あるようですが、これの減になっている理由というのは、何かありますか。

岡水道局総務課課長補佐 当初予算から70万ほど落としております。小野田地区に関する上水と工業用水につきましては、宇部市を通過して原水を取っております。ですから管路自体も非常に長いものとなっております。ですからその管、山林等もございまして、それぞれ私どもが持っている用地以外の用地、赤線とかも通らせていただいております。ですからその管路用地自体に何か不都合があった場合、崩れておるとか、木が倒れてのしかかっているとかいうような形で、用地管理費として例えば樹木であれば伐採というような形で予備的な形で予算計上しておりますが、このたびは年度途中までそういったことがなかったために、大幅に落としているということでございます。

杉本保喜委員 今の収益的支出のところの研修費のほうですね。研修費が補正予算でマイナスになっていますが、これは予定の研修が行われなかったということで解釈していいですか。

岡水道局総務課課長補佐 団塊の世代の大量退職に伴いまして、技術継承が問題になっております。予算の段階では、研修費につきましては、ある程度緩めに組んでおります。ですから出られるものについては、出せるようにという形で、予算を組んでおりますけれども、どうしても仕事の都合で繁忙期に当たって、その研修を受けてほしい担当者がたまたまその期間工事が立て込んでいて、出られないとかいう事情もございまして、決算を見込んだ段階では26万程度落としているということで御理解いただきたいと思っております。

中村博行委員長 ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。討論はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はないということで、採決に移ります。それでは議案第10号平成28年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第1回）について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。ということで議案第10号は可決すべきものと決しました。ここで、議会のほうから求めました水道局の市民説明会について資料がお手元にあろうかと思っておりますので、これについて簡単に説明をいただきたいと思っております。

岩佐水道事業管理者 お手元の資料、これは長谷川副委員長より市民説明会の結果についてということでさせていただきました。一番表は1回から12回までやってございます、日程表でございます。次、開けていただきますと、これは参加数でございまして、一般市民、市議会議員、職員、



我々職員の傍聴と局のスタッフ合計ということで、御覧いただきますと一般市民が平均して3.75人という大変少ない状況でございます。しかしながら、後半と申しますか、市民館以降は大変活発な意見がございまして、大変参考になったなと思っています。それが書いてございまして、次のページからでございます、Q&A、これは次長のほうに説明させまして、次に大口の先ほど言いました3%、全使用者の3%を占める企業訪問をいたしておりますので、これは伊藤業務課長のほうから説明をさせます。全部これ読み上げたら大変なので、ざっと傾向だけ申し上げます。つまり、この延べ45名ですが、このうち水道料金に反対が3名、賛成が2名いらっしゃいました。あとは、一つは徐々に上げてくださいと、段階的に上げてくださいと、大幅値上げは困りますと、というのはいわゆる更新事業をしてもらわないと将来断水や漏水が起きたら困りますので、それは理解しました。ただ、大幅値上げは困るので段階的にと。最後にこのような市民説明会をした後に水道料金を上げるという方向で、一定の期間、もっと市民説明や広報をしてくださいという、大体大きく分けると4つのジャンルに分かれると思います。今からこれを全部読み上げると大変でございますので、どうさせたらいいですか。

中村博行委員長 もうね。（発言する者あり）あとは各委員でして。

岩佐水道事業管理者 いいですね。私が申し上げましたので、大体そういうことが書いてあるということで、最後は銀行のOB等々が来られまして、二人いらっしゃったのですが、その方がやっぱり3条会計と4条会計のどこだとか、それからいわゆる貸借対照表や損益計算書、キャッシュ・フローのどこまで強く申されまして、我々としては勉強になる、大変貴重な意見を賜ったと思います。あとは、読んでいただくということで、企業のほうをちょっと伊藤課長のほうに説明させます。

伊藤水道局業務課長 それでは、私のほうから企業訪問のまとめを御報告させていただきます。三十数社、まだ途中段階ではありますが、今、訪問し

ております。その中で資料のほうも見ていただければお分かりと思いますが、基本的に9割方は好意的な御意見を頂いております。といいますのも、企業といたしましては、断水、また赤水等による被害といいますか、それによる生産ラインの休止、これによる損害というものを考えると、水道料金の値上げどころではないと。やはり安定給水が第一であるということをおっしゃっております。私ども水道の立場といたしましても、市民に対しまして、またそういう企業に対して、安定給水というのは第一でございますので、その辺は企業としては理解できるということをおっしゃっていただいております。ただ、苦言といいますか、やはり考えていただきたいということをいわれる企業も2社ほどございました。といいますのも、水道というのは独占企業であると。ほかの企業であれば、A社が駄目ならB社というような考え方もできるが、水道は一社独占であると。ここはやはり自覚して、きちんとした経営ということを考えてほしいと。ただ、内容を説明させていただいた中では、十分そこは理解できるという御意見も頂いております。私どもといたしましても、独占企業ということをおっしゃると、確かにそうですので、その辺は心を律して取り組んでいかないといけないという思いはしております。それから、あと、段階的な改定ということをおっしゃられた企業もございました。上げること自体に対してはやぶさかではないが、一遍に上げるということに対しては企業としてもやはり問題があるということをおっしゃられるところもありました。ただ、それにつきましても上げること自体を反対というわけではないということをおっしゃっていただいております。それから、あと宇部との広域についての御質問も、ちょっと資料には余り深く載せておりませんが、広域が終わった後にしてもいいのではないかという御意見がありました。これにつきましては、広域という形態が、議員の皆様も御承知と思いますが、4つの形態がございます。私どもが考えておりますのが経営の一体化、それとあと事業統合という形、全般的に大きな広域化というものを考えているのですが、ただ、経営の一体化にしましても事業としましては、宇部市水道事業と山陽小野田市水道事業と二つの形があると。宇部市・山陽小野田市水道局という形になっても事業

という形は二つ残ると。そういう形の中で、それぞれが独立した事業体としてきっちりそれぞれの政策をとってやっていかないといけないということも御説明させていただきました。広域というのはいろいろあるね、というようなお話も頂いたのですが、その中でそういうお話をさせていただきますと、それぞれきちんとした事業運営をしていく必要があるということをお理解いただいた中でお話をさせていただいたわけですが、基本的には広域になった後でも自分のところは自分でまずやるという姿勢をもった上で最終的な形、宇部市・山陽小野田市水道事業という形になったときに料金のほうも一緒になると思っていただけだと申し上げましたら、その辺は御理解いただけました。今のところまだ宇部市と山陽小野田市で広域の形態は決まっておりませんので何とも言えないのですが、その辺のところの説明も各企業にさせていただいた次第でございます。あと要望の中、2ページ目のところにありますが、広報活動について、これはやはりしていくべきであろうということは議員の皆様からも御指摘がありましたとおり、企業からも御要望をいただいております。私どもといたしましては、2月15日号の広報でも載せておりますが、今後、29年度4月15日号から毎15日号に広報をしていくという計画も持っております。内容等については、水道とはどうあるべきか、また、どのようなスタンスでものを考えているかということも広報していくということを企業にも申し上げております。水道局のあり方を御理解いただければと申し上げますと、大体のところは好意的に受け止めていただいているのが状況でございます。以上でございます。

山田伸幸委員 この訪問も含めて説明会をされたこと。これは議会のほうでもそういう意見があったわけですが、実際にやられてみてどうだったのか。その点についてまとめみたいなことをされているのかどうなのかですね。以前の話では3月議会に再びというような話もあったのですが、今回上程されておられませんので、その辺が踏まえた上での決定だったと思うのですが、いかがでしょうか。

岩佐水道事業管理者 小野議員から一般質問出ていますが、委員会でございますので、その前にお答えします。市民の意見が大変参考になりました。一番思ったのは、水道のことは山陽小野田市だけではないですが、広報活動がまずかったかなど。水道事業の実態を市民に知っていただいているなというのを感じまして、これはしばらく水道事業の内部のことを広報しながら、そして御理解をいただく一定の期間が要るなというように感じて、それで3月に上程することをやめました。それが一番大きい理由です。

中村博行委員長 はい、ありがとうございます。そうすれば水道関係は全てこれで終了ということでもあります。ここで午前中の審査を閉じて休憩に入りたいと思います。では午後1時からということでもよろしくお願ひしたいと思います。では、休憩に入ります。

---

午前 1 1 時 5 1 分 休憩

---

---

午後 1 時 0 1 分 再開

---

中村博行委員長 それでは休憩前に引き続きまして午後の審査に入ります。それでは日程3、議案第43号、損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額を定めることについての議案でございます。説明を執行部のほうからお願いします。

多田建設部長 それでは議案第43号、損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額を定めることについて担当課であります土木のほうから詳細の説明をさせていただきます。

榎坂土木課長 土木課です。それでは議案第43号、損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額を定めることについての説明をいたします。平成26年9月11日、晴れた午前9時頃に発生した件でございます。市道での

転倒事故について、損害賠償請求を被告として2名の方と山陽小野田市に求められております。原告については個人の情報に当たりますので、公表を控えさせていただきます。事故の概要について説明をいたします。場所は山陽小野田市中心四丁目で接する市道本町古開作線、須恵公民館より北へ約15メートルその東側です。歩道端の側溝と民地の境で発生した転倒事故でございます。原因といたしましては、道路管理者である市に無断で側溝の壁を壊し、民地の排水を流せるようにしていたため、壊した側溝に段差が生じ、これに足を取られ転倒したものではないかと思われまふ。ただし、裁判中なので断定はできません。平成26年当時、市の対応といたしましては、転倒された方から転倒時の聞き取り及び現地確認を行い、市が加入している道路賠償責任保険会社に届出を行っております。無許可で側溝の壁を壊したことで市には過失責任はないものと当時は判断しておりました。また、転倒された方は事故後から平成27年9月28日まで入院や通院をされ、治療を終了されております。今回の訴えは、転倒事故に伴う費用等について損害賠償請求の訴訟を起こされたものです。訴えを受けたのは、土地所有者1名と土地所有者の親族1名と側溝の占有者であり危険な状態を放置したことと併せて歩道上の管理の過失があると市も訴えられております。裁判は市が加入しています道路損害賠償保険会社から依頼を受けた弁護士が担当しております。裁判の中で裁判所より和解案が提案され、和解案に対して原告及び市を含めた被告の3者が応じる意向であることが確認されました。本年度中に和解が成立すれば和解案で示された本件解決金32万5,000円を原告に支払うことが必要となりますので、和解及び損害賠償金額を定めることについて御審議のほどよろしくお願ひいたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、委員の方より質疑を求めます。

長谷川知司副委員長 市の責任っていうのは明確にはどのような責任になるわけですか。

榎坂土木課長　これはまだ裁判のほうで結審しておりませんが、今の状態で言いますと、まず側溝を持っていると、市の側溝であるということですね。それと側溝を無断で壊されたのですが、それを見ていなかったということですね。そのようなことだと思います。

長谷川知司副委員長　市が側溝を持っているというのはどこでもあることなのでいいですけど、その壊されたことに対して市が気付かなかった、あるいは対処しなかったっていうことは、不可抗力とはみなされないということですか。

榎坂土木課長　26年当時は、市のほうも市には責任はないということで判断していましたが、裁判所のほうでそのような方法で和解ということになっております。

多田建設部長　この件につきましては、当初のときから、無届で加工しておると。これだけ道路管理者として、市道の管理者として、これだけの数多くの道路を持っておって全ての微に入り細までの構造物まで全てが把握できているかと言うと、現実問題それは不可能なことでございます。そういった部門があれば、正規の届出ないしは市民の方々の情報によって適切に管理しておるというつもりで私どもはおりますが、実際にこういう事故が起こりまして、なおかつ裁判になりました。その中で和解案を受けるということがどういうことを意味するかというのも、市長を含め部局の中で話し合いを行いました。結局、無届で目が行き届いていなかった事実、そのものを持って管理者としての分からんじゃないのって済ませることができないのではないかとということを受け入れることになろうかと思っております。今後、行政が管理すべきもの、例えば公園の遊具なんかがあります。それがさびていました。そこで切りましたとかいうようなときですね。それは明らかに管理不行き届きという面は確かにあろうかと思っております。ところが何も無いのにつまずいて頭を打ったとか、そういったときにこういう訴訟があったときにどういう扱いをするとか、こ

これは道路上だけの話ではなく、公共が公共として責任を持って管理すべき施設、全てに対してこれが適合されるような、今後の状況になるのではないかというような論点を持って、話は、私は市長とさせていただきました。ただ、市長としての考え方は、やはり和解案を受け入れるかどうか、その額で妥当かどうかということについてはもう妥当であろうという判断をされたということです。したがって今後、維持管理に向けては、各管理施設を持っておるところについては、より管理責任を負えるよう、何があってもものが言えるような引き締まった管理をしていかなければならないのではないかと建設部でそのように考えております。

山田伸幸委員 今、そのように部長言われましたけど、無届で、いつやったのか分かりませんが、そこまで責任を負うというのは納得いかないですね。しかも市の責任が問われているわけでしょ。実際に保険から補填されるとはいえ、その保険料を払っているのは市の市民の税金から払うわけであってですね。やはりこれが許されるなら山陽小野田市中、どこでもこういう危険が出てくるっていうことですよね。無届でやったものに対しても責任が問われるってというのは、そういう例が今まであったのですか。

榎坂土木課長 直接今の山田委員の回答になるかは分かりませんが、今、和解案の中で原告側は75%の責任があると。そして市ともう二方については25%、市が25%のうちの12.5%、お二人の方が12.5%ということで、和解案が出ておりますので、全く全面的に市のほうが、ということではございませんので、その辺は御了承願いたいと思います。

山田伸幸委員 そうは言っても市の管理物が破壊されたわけですよね。それに対する責任というのはどうでしょうか。

榎坂土木課長 裁判ですので、私たちがここで委員の質問に対して明確に答弁することはできませんけども、裁判の中でそういう言葉をお借りしますと、過失相殺という言葉が出てきますけども、そういうことで判断をさ

れていると思います。

山田伸幸委員　ということは市のほうが管理しきれなかったという責任がある  
ということをお認めということですか。

榎坂土木課長　裁判の当初からありましたように、市の持ち物としての責任が  
あるということで、そういう裁判の方向になっていると思われま。

山田伸幸委員　これあしき前例にならないですかね。それが非常に不安ですよ。  
もしこれを認めてしまって、今後もどっか別のところで無届で市の保管  
物が破壊されて、それが市民を傷付けたと、そうなったときに市の責任  
はと言われるのがおちやないですか。そういうことはないですか。

榎坂土木課長　このような案件は、裁判になったときには、いろんな状況証拠  
というのが提出されます。その中で裁判所のほうで判断をされましたの  
で、私たちが直接、あしき例とか、そういうのは当初は市のほうには責  
任はないとは思っていましたが、裁判所のほうでそういう判断が下れば、  
従わざるを得ないのかなと思っています。

山田伸幸委員　納得がいかないですね。壊した人が責任を負うなら分かります。  
ですが、壊れてしまうものに対してかなり強い力で意識を持ってそこに  
穴を開けようとされたわけですかね。ですよ。市の所有物に対して、  
損害を与えたことにもなるわけですが、それがなぜ対等な責任になるの  
か。それが全く理解できないのですが。

多田建設部長　法的にはあくまで和解案ということで、飲む、飲まないという  
判断は各々、原告なり被告なりに与えられております。その中で今、榎  
坂課長が言いましたように、本来なら300万弱の賠償額が算定されて  
おりまして、そのうちの8分の1が市の責務と。額的にはですね。ただ  
私が先ほど申し上げましたのは、これを飲むか飲まんか、これはもう弱



者救済、どの裁判でも一緒です。弱者救済を最優先に考える裁判例がたくさんあります。過去において私の担当ではなかったのですが、部下の担当の工事の中で、N T Tに対する損害を与えたことがあります。そのときにいろいろなうわさが飛んだりしました。ところがそのときに結局は業者責任ということで、N T Tのほうに保証すると。ところがそのときに市が付いていきました。そのときには額として、お金としての損害ではなくて発注者としての責任がありますというところからN T Tに行って、話をしたことがあります。これがこの例に合うか合わないかは分かりませんが、あくまで和解案を飲むということは実際に弱者である転倒されて、病院治療等々を受けられた方に対する責任としての、この和解案を飲みますか、飲みませんかという提示を受けて、そのいろいろなしんしゃくをする中で受け入れると。冒頭私が申し上げましたのは、それだけの管理責任を今後も負っていく覚悟を持った上で、この和解案は飲むのですねということでございます。したがって、これがよくあるのが、市営住宅で不法に加工されておって、そこで何か問題が起こったときに、管理者に責任を問われないかと言うと、問われます。それはなぜかと言うと、管理してないじゃないのというような、これは一つの例です。先ほどは公園の例を上げました。今は市営住宅の例を上げました。道路も一緒でございます。壊したっていうより、無届加工なのです。その行為自体、届けられておれば適切な、転倒が起こるような構造にはせずに、何らかの安全策を取りなさいという指導を管理者としてするわけですが、その事象に至らないまでに起こった事故と。経過経緯、先ほどの説明の中にありましたような経過経緯の中で、和解案が裁判所のほうから出てきたことに対して、こういうことも含めて慎重審議をした中で受け入れると。なおかつその次にあることに対しても管理者として、施設管理者として、より精度を上げていく必要が出てきますねということの一つのあしき例というよりも、より襟を正していくということを確認し合った上で、和解案を受け入れたと御理解いただければと思います。

杉本保喜委員 今回の裁判というか、話の中でいわゆる道路施設を破損した被

告と市道管理者との間については、いわゆる公の人はそのような話と理解をしてその両者にはどのような話をされたのですか。

榎坂土木課長 市のほうでは道路の施設を破損した市民を訴える予定はございません。ということです。

杉本保喜委員 それは市のほうの道路管理者としての立場でいいですね。ただ裁判官がいわゆる和解に至ったその人たちは、その両者に対してはどういうような考えをもって和解に臨んでいるのかをちょっとお尋ねしたい。

榎坂土木課長 先ほど御説明した部分で、裁判には選任された弁護士が出ておられますので、私たちはその内容については、詳細については聞いておりません。

多田建設部長 ちなみに現場は仮復旧の形で行っております。しかしこれが和解なら和解ということで、原告に対する補償が終わった段階で、施設の復旧は加工したのに対して求めようとは思っております。

中村博行委員長 今、現場はその当時のままにされているということですか。

榎坂土木課長 コンクリートの壁が壊されて、そこから水を流すようにしているのですが、その部分については、応急材によって復旧をして危険のないようにしております。

中村博行委員長 それはそれで終了したということですか。

榎坂土木課長 この裁判が終われば、復旧するようにいたします。

杉本保喜委員 ということは、今、仮復旧と言われましたよね。その裁判が一

件落着すれば、本式に安全策をとるということで理解していいですかね。

榎坂土木課長 そのとおりでございます。

山田伸幸委員 勝手に穴を開けられて、市は責任を取らされるというのは、なかなか納得がいかない話ではあるのですが、その仮復旧、本復旧、その費用は結局どうなるのですか、求めるのですか。

榎坂土木課長 その費用は求めず、市のほうで復旧をいたします。

岩本信子委員 私は、これは何年も掛かっているし、市も責任はないと思います。でもそれを言い続けても、向こうも納得されないというところが、弁護士も付いてらっしゃいますし。だから和解案として出てくるのは、それは受けるべきだと思いますが、これを私は勉強として、市の所有物に対して例えば損害を与えた場合にはこういうのがあるとかいうような条例を作るとか、何かそういう方向性はないですかね。和解案ですからね。問題は、市が持っているものを勝手に無断で、無届で加工されて、そして事故が起こった。それに対して市には責任がないとは言いながら、やっぱりそれに対する市の中で条例でもあれば、だいしょう違うのではないかと思うのですが、その点はどう考えられますか。

榎坂土木課長 岩本委員が言われるとおりだと思います。社会通念上そういうふうにするといけないということは分かっておると思われましても、本件に関してはこれ以上の市民の方に請求をすとか、賠償するとか、そういう考えは持っておりませんので、社会通念上それはやっではないことということが、皆さん分かっておられますので、構造物に対して破壊そして取壊し、占用とかそういうのがあれば注意をしていくということになります。

中村博行委員長 今、言われているのは条例化をするということでしょう。条

例化をするということについての。

岩本信子委員 何か規則みたいなものを作るべきじゃないかと。

中村博行委員長 今、言われたのは、そういうことが起こらないように条例化をすることについて、どのように考えておられるかという質問だったと思いますが。

多田建設部長 法律上の話はなかなか難しいところがあると思いますが、公共物であれ何であれ、他人の物を壊せば器物破損という犯罪行為。ただ行政とすればそれは犯罪行為としてではなく、こういう裁判沙汰にもなっておる、この事象においてはですね。反省もされておるし、その事情もしっかり聞いておると。それで排水ができないことによって、自分の宅地がずぶずぶになるので、そんな深い意図をして、加工したわけではないという事情も分かっておりますので、その辺りはしんしゃくしておると。これが明らかに作為的なものであれば法的に、条例うんぬんではなく、法律上で、その法律をもって、相手に対応していくしかないのかなと思います。ですので、転倒事故がなかったらどうなのかとか、たられ般的な論議をする前に、岩本委員が言われたように、和解案として一つの決着をみると。それでなおかつ行政としては、より管理責任が起こり得るということを頭の中に入れて、よりこちらのほうへ力を、より情報を多く、共用できるようにしていこうと、一つの反省というか、戒めと捉えていきたいと考えておりますし、そういうような判断を持っております。

松尾数則委員 ちょっと確認をとっておきたいのですが、だからここにそういった申請書も出ていないということですけど、そういう申請書というのはあるのですか。あるわけですね。

中村博行委員長 明確にちょっと答弁してください。

榎坂土木課長　ございます。

中村博行委員長　山田委員が言われることはもっともだと思えますし、今までの答弁を聞いていますと、それは最終的には市長が判断をされたということによろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

山田伸幸委員　支出の根拠は何になるのですか。

泉本土木課課長補佐　損害賠償ということになります。

岩本信子委員　今、届出書があると言われたから市民の方に、例えば加工するときは、そうしてくださいという市広報でも何でもいいですけど、是非知らせてあげるといふか、そういうことが大事なのではないかと思えます。（「それは違う」と呼ぶ者あり）いや、加工するというのが、その方は自分のところの土地が水浸しになるからということでしたのでしょうが、それを知らなかったというわけでしょう。届出しなければならぬというのを、御存じだったのですかね。どうですかね。だけど、そういう届出があるというのであれば、それをして出してくださいよということをしちんと市民に分かってもらうということは、大事なのではないですか。どうですか。

榎坂土木課長　岩本委員が言われるとおり大切だと思います。その様式とか、そういうことについては土木課のホームページで掲載しておりますので。

山田伸幸委員　それはちょっとおかしくないですか。普通自治会でも何でも、加工とか、それは依頼するはずですよ。自分で勝手にやっつけていいというのはなくないですか。要するに申請書を出せば、その人が勝手にやっつけていいというのはあり得ないでしょ。大体工事をするのであれば登録業者とか、そういったところに依頼するのではないですか。

榎坂土木課長 申請されて、土木課のほうで審査して、それを施工する場合は業者であったり、個人であったり、いろんなパターンがあると思います。

中村博行委員長 大体意見というのはそれぞれ出尽くしたように思いますので、釈然としない部分もあろうかと思えますけども、質疑としてはこれで打ち切りたいと思います。それでは討論に入ります。討論はありますか。

山田伸幸委員 大変、市民の税金を使う、その決定をする部署として非常に判断の難しいところです。幾ら市に管理責任があると言われても、どうしても目の行き届かない部分はあってしかるべきでありますし、そういうのは幾らでもあるわけです。そういったところを勝手に加工して、それが原因で事故があって、その責任をこちら側が取らされるというのは非常に納得できない部分がありますが、先ほどの裁判の経過、裁判所の判断、それから市の判断等を総合的に考慮いたしまして、今後の対応もあろうかと思えますが、一応、今回の議案については賛成しておきます。

中村博行委員長 ほかに討論は。

長谷川知司副委員長 訴えられた市と加工された方2名ですか、この割合が同じというのは、私はちょっと納得いきません。しかし原告の生活とかあると思いますので、この問題を早く終わらせるということでは、私はやむを得ず賛成という考えになります。

中村博行委員長 ほかにほございせんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論を打ち切ります。採決に入ります。議案第43号、損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額を定めることについて、これに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがいまして議案第43号は可決すべきものと決しました。続けて。それでは日程4、議案第6号、平成28年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算第2回について執行部の説明を求めます。

多田建設部長 議案第6号、平成28年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算第2回につきまして、下水道課のほうから詳細な説明をさせていただきます。

柴田下水道課長 議案第6号は、平成28年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算第2回についてであります。今回の補正は料金システム機器更新と、決算を見込み予算調整するものです。主なものはシステム改修負担金、消費税及び地方消費税、光熱水費、下水道建設費、地方債利子、受益者負担金、下水道使用料に係る経費を計上しております。2ページを御覧ください。第1表より歳入歳出とも1,684万7,000円を減額し、補正後の予算総額を29億5,854万3,000円とするものです。なお、3ページの繰越明許費につきましては、南部14号污水幹線管敷設工事6工区ほか23件、総額2億2,808万4,000円を平成29年度に繰り越すことといたしました。詳細について説明いたします。

まず歳出から御説明いたします。8ページ、9ページを御覧ください。1款下水道事業費、1項下水道事業費、1目下水道事業一般管理費、19節負担金、補助及び交付金、システム改修負担金99万1,000円の増額につきましては、水道料金及び下水道使用料システムのサーバー更新費用のうち下水道使用料分の負担金を水道局に支払うものです。また、27節公課費、消費税及び地方消費税583万8,000円の減額につきましては、当初の見込み額より確定申告額が少なくなったためです。2目施設管理費、11節需用費、光熱水費200万円の減額は電気料金のうち燃料費調整額の値下がりによるものです。4目下水道建設費、

1 3 節委託料、計画策定委託料 1, 7 3 9 万 4, 0 0 0 円の減は落札減によるもので、1 5 節工事請負費、1, 7 3 9 万 4, 0 0 0 円は工法変更に伴う増額です。これは委託料の落札減を工事費に充当するものです。2 款公債費、1 項公債費、2 目利子、2 3 節償還金、利子及び割引料、地方債利子 1, 0 0 0 万円の減額につきましては、当初予定に比べ地方債の利子が下がったことによる地方債利子の減額分を計上いたしております。

次に、歳入にいきます。6 ページ、7 ページを御覧ください。1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目下水道負担金、1 節現年度分、現年度分負担金 1 0 0 万円の増額は、年度内の徴収見込額の増収が見込めるためです。2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料、1 節現年度分、現年度分使用料 1, 3 7 7 万 1, 0 0 0 円の増額は使用料の増収が見込めるためこれを計上します。4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目下水道事業費繰入金、1 節下水道事業費繰入金 4, 0 3 1 万 8, 0 0 0 円減額のうち下水道事業費繰入金 3, 0 6 1 万 8, 0 0 0 円の減額につきましては、消費税、地方債利子及び電気料金の減と下水道使用料の増額によるものです。下水道建設費繰入金 9 7 0 万円は受益者負担金、地方債の増額によるものです。7 款市債、1 項市債、1 目下水道建設事業債、1 節下水道建設事業債、一般債補助分 8 7 0 万円の増額は、事業の変更に伴う市債の増額です。これは委託料の落札減を工事費に充当したものによります。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明が終わりました。

山田伸幸委員 8 ページ、9 ページの下水道建設費で、計画策定委託料の落札減は分かったのですが、工事請負費が同額、これを全額充当するという説明だったのですが、これは特定の工事に関わるものなのか、それとも工事請負費全般にこの金額を充当するのか、その点いかがでしょうか。



柴田下水道課長 基本的には全般に工事費のほうに移行するわけですけど、予算上は埴生の工事に限定をしております。今回増加分がございますので。

中村博行委員長 ちょっと埴生の増額分、具体的な形で説明いただきたいのですが。

柴田下水道課長 予算書には工事費になっております。埴生第二污水枝線管敷設工事の推進工事でボーリング資料に基づき工法選定をしておりましたけど、途中で土質が変わっておりまして、当初の工法では対応できなくなって工法変更を行いました。その増額分に充てております。

岩本信子委員 先ほど計画策定の委託料の落札減と言われましたが、これは何社ぐらい応募されていたのでしょうか。まずちょっとそこをお聞きしたいのですが。

柴田下水道課長 7社だったと思います。7社が入札を行いまして1社が落札いたしました。

岩本信子委員 それと結局この策定委託料、この計画の中にこの工事請負費と同じ金額がそのまま移ったという形になっていますが、計画の中にこの工事のあったということによろしいですか。考え方とすれば。全然別物。ただ入れ替えただけ、流用したという形ですか。

柴田下水道課長 これは全体の補助金の額が決まっております、その中で委託料に振り分けておった分が減額になったので、工事費に振り分けしたということです。国費を返さないということです。

松尾数則委員 これは決算を見込んでの予算ということになるので、下水道の普及率、今回何パーセントに延びたのか。これで。

柴田下水道課長 普及率は年度末でやりますので、はっきり今、分かりませんが、今の予定では0.6%アップの53.2%です。予想でございます。

山田伸幸委員 歳入のほうで現年度分使用料の1,377万ほど多めに見込めるということですが、なぜそういったことが言えるのか。その辺の根拠を説明してください。

柴田下水道課長 これまでの使用料が確実に増加をしておりますので、その分を見込んで最終的にはもう少し増えるとは思いますが、最低でもこのぐらいは大丈夫でございます。

山田伸幸委員 徴収率は水道のほうで99%を超えているのですが、ほぼ同じということでしょうか。

柴田下水道課長 去年の現年度分が99.2%ですね。本年度も同じぐらいでいくとは思っております。

山田伸幸委員 先ほどの歳出のほうであった工事ですけど、これはほぼ繰越明許になるのでしょうか。

柴田下水道課長 工法検討でかなり日にちが掛かっておりますので、繰越予定となっております。

岩本信子委員 私ちょっとよく下水道会計が分からないところが一つあって、先ほどの一般会計の繰入金のところ下水道建設費繰入金とおっしゃったところの970万が減となっているというのが、受益者負担金が減ったという言い方をされたと思うのですが、増えたから繰入金が減ったということでしょうか。

柴田下水道課長 受益者負担金は、これはもう建設費にしか使えませんので、建設費のほうで使っております。それが増えたので建設費の繰入金が減ったということです。

中村博行委員長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はないということで、採決に移ります。それでは議案第6号、平成28年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第2回）について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって議案第6号は可決すべきものと決しました。それでは引き続きまして日程5、議案第7号、平成28年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について執行部の説明を求めます。

多田建設部長 それでは議案第7号、平成28年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について下水道課より詳細な説明をさせます。

柴田下水道課長 議案第7号は、平成28年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）についてであります。今回の補正は、消費税及び地方消費税について、決算を見込み予算調整をするものです。2ページを御覧ください。第1表より歳入歳出とも22万5,000円を減額し、補正後の予算総額を8,684万3,000円とするものです。詳細につきまして、まず歳出から御説明いたします。5ページ、6ページを御覧ください。1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水事業費、1目農業集落排水事業一般管理費、19節負担金、補助金及び交付金、システム改修負担金5万3,000円の増額につきましては、上下水道

料金システムのサーバー更新費用の一部負担金を水道局に支払うものです。また、27節公課費、消費税及び地方消費税27万8,000円の減額につきましては、当初見込み額より確定申告額が少なかったことによるものです。

次に歳入について御説明いたします。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金22万5,000円の減額につきましては、システム改修負担金と消費税及び地方消費税の差額を補うものです。以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑ありませんので、討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はなしということで、採決に移ります。それでは議案第7号平成28年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第7号は可決すべきものと決しました。お疲れ様でした。ここで10分間休憩に入ります。

---

午後1時46分休憩

---

---

午前1時55分再開

---

中村博行委員長 それでは休憩前に引き続きまして会議を続行します。審査日程6、議案第11号、山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について執行部の説明を求めます。

白石商工労働課長 それでは議案第11号、山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。このたびの条例

改正は、大きく2つの改正をいたしております。まず1点目は、企業グループを事業者の構成員に加え奨励措置の対象とするものです。現条例は、同一企業が土地の取得から操業まで行うことを想定しています。しかし、近年、企業においては、市場の変化への的確に対応するために、事業分社化やホールディング化など組織の整理再編の経営改革が進められています。このような多様化する企業形態に対応し、小野田・楠企業団地の分譲促進及び市内企業の内発促進を積極的に進めるため改正いたすものです。2点目は、条例第2条に規定されている中小企業者の定義は、「資本の額又は出資の総額が3億円以下の法人もしくは常時使用する従業員の数300人以下の法人又は企業」となっておりますが、これは、中小企業基本法に規定する製造業その他に限られており、本市が規定する奨励措置対象業種の一部について、中小企業基本法に規定する中小企業の定義との間に不整合があるためこのたび修正を行うものです。改正の具体的な内容につきましては、資料の新旧対照表を御覧いただければと思います。第2条第4号の「事業者、工場の設置を行う者」に「企業グループを含む」を加えます。同条第5号に企業グループの定義を追加しております。この内容につきましては、会社法上の親会社等、子会社等の定義を引用しております第2条第7号、旧の6号ですが、の中小企業者の定義を「中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者をいう」に改正しております。次頁を御覧ください。第9条第1項は、このたびの条例改正に合わせて規定を分かりやすく修正するものです。同条第2項は、第1項第1号の投下固定資産総額に係る中小企業者の緩和要件の適用に疑義が生じないように、「指定事業者が企業グループである場合、企業グループに属する全ての会社が中小企業者の場合、企業グループを中小企業とみなす」という項を追加するものでございます。すなわち、企業グループに大企業者がいればこの緩和措置を適用しないというものでございます。施行日につきましては、「公布の日から施行する」としております。以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑はありますか。

山田伸幸委員 今回の条例改正によって、工場の誘致が促進される可能性が大きく広がるような気もするのですが、実際に問合せとかで、これに当てはまるような、今回の条例改正で恩恵が受けられるような、そういう申出があるのかどうなのか、その点いかがでしょうか。

白石商工労働課長 近年、県のほうに企業からの適地照会が大体、年30件ぐらいあると聞いております。そのうち3件から4件、ですから1割程度がこの企業グループ等の形態を検討されていると聞いております。また、直接これらの会社というわけではないのですが、ちなみに市内での事例といたしましては、この企業グループといいますか、親会社、子会社等の関係にある企業といたしましては、太平洋セメント株式会社と太平洋マテリアル株式会社、田辺三菱製薬と田辺三菱製薬工場等、市内にも幾つかの企業がこの形態をとられている関係のある親会社等があるということでございます。

杉本保喜委員 この条例改正があるまでに、この条例のためにいろんな企業が足踏みをされているというような事例があったのですか。

白石商工労働課長 特にはございませんが、県内の状況を申しますと、下関市が、このたび本市がしようとしております企業グループを対象にしております。また隣の宇部市については設置支援事業者、これは市単独、または県、市所有の工業団地のみ適用ということですが、設置支援事業者を対象にされておると。また、隣の広島県と広島県内の多くの自治体についてはリース事業者も対象としたこのような奨励条例を設けているということで、都市間競争に打ち勝つためにも、このような対象を広げて、積極的に企業誘致を進めていきたいというのが目的でございます。

松尾数則委員 ちょっとよく理解できないところがあって、例えば企業グルー

プ。今回の企業誘致に関して企業グループの一部だけでもいいという意味なのでしょうか。全部じゃないといけないとか言わないように、こういう条例を新しく作ったという意味ですか。

中村博行委員長 質問がよく分からない。

松尾数則委員 ごめんなさい。企業グループって、わざわざこんなグループを設けて、この条例の中に入れたのは、基本的に企業グループ全体でないと団地に入れないよとか、そういう意味ではないのよね。

白石商工労働課長 当然今までどおり一つの会社が土地取得から工場の設置、操業までされるというケースは今までどおりということでございます。この企業グループを加えることによりまして、例えば土地の購入というのが一番大きな初期投資になるとは思いますけど、それを資本力の小さいといいますか、子会社等が取得されてという場合、ちょっとハードルが高くなるのかなということで、土地の取得については親会社が取得ということも検討されている企業も多いと聞いておりますので、このたびそのような関連のある企業について対象にしようということでございます。

山田伸幸委員 当初は一括売却とかいう話もあったのに、隔世の感を禁じ得ないわけですが、今、実際に全体の面積で分譲はどのくらいまで進んでいるのでしょうか。

白石商工労働課長 済みません。ちょっと、正確な数字は持っておりませんが、50%、約半分くらいです。

山田伸幸委員 県が所有しているヘリポート。これはきちんと適正な管理というか、何も変化がないように見えるのですがどのようになっていますか。

白石商工労働課長 昨年も管理等で草刈等されていらっしゃいますし、私ども

も事あるごとに回っていますが、管理のほうはしっかりされていると思っております。（「どのように使用されるのか」と呼ぶ者あり）訓練等で使用ということも、私がこちらに来てからはないですけど、過去あったとも聞いております。

山田伸幸委員 当初、災害があったときなんかは、あそこに資材を運び込んで、そこからヘリポートを使って運び出すというようなことも言われていたのですが、実際にはそういうことは全くないですし、県の所有であるということがはっきりと見える形にはならないのですか。

白石商工労働課長 あくまで宇部空港が拠点で、そちらのほうの高潮対策といえますか、代替えということで聞いておりますし、表示につきましては団地内に設置しております看板に県の所有ということは書かせていただいております。

松尾数則委員 そうしますと、例えば県の今後の計画とか何とかというのは市のほうでほとんど把握をしていないという。また、これからも努力をしようということはないのでしょうか。

白石商工労働課長 ヘリポート自体は整備をされておられますし、周りの、今現在、建築されていないところについては、資材等の置場と聞いております。特別に建物等を建ててというような計画は聞いておりません。

松尾数則委員 防災倉庫を建てるとかというような、そういう話があったけど、それはもう、また全然違う話ですかね。

白石商工労働課長 私はそちらのほうは承知しておりません。

中村博行委員長 質疑はほかにございませんか。



松尾数則委員 山田委員からちょっと質問があったのですが、例えば何%使用されているとか、こういう条例を説明されるときには、その辺の情報を持ってから来てもらいたいなと思います。お願いします。

白石商工労働課長 済みませんでした。次からちゃんと準備をさせていただきます。

山田伸幸委員 簡単に何区画中、何区画売れているのですか。それぐらいは分かるでしょ。

白石商工労働課長 19区画中、分譲が12区画ということでございます。

山田伸幸委員 何区画あって。

白石商工労働課長 19。全部で19。売れたのが、半区画が3社入っておりますので、その半画分については、まだ区画が残っているというカウントで、残り12区画ということでございます。

杉本保喜委員 企業団地の話が出たのでお尋ねするのですが、現状の問合せ数は増えつつあるのですか、それとも減りつつあるのですか。

白石商工労働課長 私が参りましてから1か月か2か月に1件程度ぐらいの照会等ございますので、増えているのかなとは思っております。急激に増えているということではございませんが、確実に、コンスタントに照会等はあるということでございます。

杉本保喜委員 その問合せの中に、今回の条例改正をすることによって、これは該当して、来られる可能性があるなと思い当たるようなものは、今の時点ではありますか。

白石商工労働課長 具体的にはございませんが、このような形にすることでハードルが下がるといいますか、話が更に進むのではないかなと期待しております。

芳司産業振興部長 こういった企業進出については、先日も議場で申しましたけれど、企業にとってもかなりの時間であるとか、経費が必要になってまいります。したがって、右から左というわけにもいきませんので、そういった意味で先ほど課長が申しましたけれど、大体、年間を通じて30件前後の照会が県のほうにあるということと合わせて、私ども市のほうでも大体3件ぐらいの、商談中とっていいのかわからないですけど、そういった案件というのは、実はずっと持っております。そういった中でお互い、向こうからしても進出することに対するメリットというか、それが今回の奨励金みたいな形になるのですが、当然そういったメリットも向こうは探ってこられますし、こちらとしても何とか進出を誘導していきたいというか、形にしていきたいという思いの中で、できるだけ有利な条件を提示させていただきたいということですので、ずっと、そういった話があるのはあるのですが、なかなか形になっていないということは、一つ御理解をいただきたいと思っています。それと、今、県のほうもかなり、小野田・楠企業団地については優先的に捉えていただいているのですが、西日本の流通拠点という捉え方、これが今、各企業のほうでも大きな位置付けを占めているという話も聞いておりますので、今後1日も早く形になるように、私どもも頑張っていきたいと思っております。

松尾数則委員 条例ですからね、道路の問題があって、道路の改修、2号辺りの道路の改修をすとかいう、当初話題になっていたのですが、そういう方向の要請等もこれからもやっていかれるわけでしょうね。

白石商工労働課長 道路の改修については引き続き要望をしてまいりたいと思います。国道2号との接点のところ、まだちょっと国のほうの事業と

の絡みでできていないということで、その手前までは県のほうが進めておられます。

中村博行委員長 ほかに、よろしいですか。それでは質疑を打ち切ります。討論はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、採決に入ります。それでは議案第11号、山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成。したがって、議案第11号は可決すべきものと決しました。お疲れ様でした。

（執行部退室）

中村博行委員長 それでは日程の7番、請願第1号、前場橋から埴生漁港までの市道拡幅工事を求める請願についての審査に入ろうと思います。これについて9月の定例会で本委員会に付託を受けておりますので、審議もこの間十分してまいったかと思っておりますので、今日は採決まで行きたいと思っております。ということでこれについて皆さんからの御意見なりを求めます。

山田伸幸委員 請願の中身も大変勉強もさせていただきましたし、現地の調査もいたしました。やはり酌み取るべき中身といたしますか、災害に遭われた皆さんのそういった思いを酌み取っていくべきであって、直接的に拡幅というのはなかなかできませんが、そういった思いを是非採択に結び付けていけたらどうかと思っております。

中村博行委員長 ほかに。できればお一人ずつ意見なりを求めたいと思っております。

松尾数則委員 この請願ということではなくて、この請願に関しての委員会の審議について、やはり基本的には納得できないところも結構あるし、基本的には全員賛成という形で議会もそういった議決した内容ですよ。時期が掛かって一つ次の内容になったので、採択の審査をしているわけですが、基本的に私自身は全員一致という重みというのを非常に感じているわけですよ、やっぱり。ある意味、それを感じていますし、だからその辺の流れも含めて、今後の議会、委員会の審議についてもやっぱりそれぞれが十分心しておかなくてはいけないこともあるのではないかなという気もしています。

岩本信子委員 私、途中から、最初のときの審査には加わっておりません。途中から加わらせていただきました。その中においていろいろと審査される中で最初の経緯が分からなかった私にとっては、この再びしていただいたことはとても参考にもなりましたし、審査にもとてもいろいろ勉強にもなりましたので、私にとっては大変よかったことではないかと思っております。

杉本保喜委員 私としては2回の水害に遭ったということも実際に私も状況見たりしてきた経緯もありますし、あの辺は非常に水害に係るいわゆる津波等もあるし、高潮の被害もあるという環境の中ではこの山陽小野田市においては非常に災害に遭う可能性の高いところであるという認識は十分に私も持っております。このたびの陳情についてはもっともっとその辺りのところを強く前面に押し出されてやってくれるともっと早く理解が得られたのではないかなというような気もします。現実現場を見て、一番私たちがあの道路を希望どおりの道路にするには相当な資金といいますか、予算面も必要だなという思いもあって、じゃあよその市内全般を見たときにその優先度はどうなのかというようなこと等も含めて最初の形になってしまっているわけですね。だからこのたびまた継続するとしても是非私たちは災害に対する防災といいますか、その辺のところをもっともっと私たちは研究をして地元にとって何が一番いいのかという

思いを前面に研究していかなければいけないなという思いがあります。

長谷川知司副委員長　私も杉本委員と一緒にです。防災という観点からいえばあそこにあっては理解できると思います。ただいろんな地域の発展とか漁港へ通じるという意味での道ということであれば、ほかに優先度が一杯あると思います。ですから市内全体から見れば優先度はそんなにはないかもしれませんが、防災ということでは気持ちは、私は理解できます。

中村博行委員長　皆さんありがとうございました。ざっとこの間随分慎重に慎重を重ね、審査をしてきましたけれども、大方の意見ということでちょっとまとめさせたものを私のほうから発言させてもらおうと思いますが、請願内容についてはやや飛躍されている、ヨットハーバーとか先ほど出ましたように、あるいは経費の面でもかなり難しい面があるということで、なかなか理解できない部分もあったかと思いますが、いずれにしても皆さん一様におっしゃっているのが実際に水害に遭われた地区であるということで防災ということはどうしても議会としてもそれは受け入れるべきだという考え方でありましたので、この件につきまして請願ですので、採択、不採択ということであろうかと思いますが、内容そのものというよりは趣旨という形で趣旨の採択というような形で捉えたらどうかというような皆さんの御意見だったと思います。過去ずっと振り返ってみますと。その辺りで採決をしたいと思いますがよろしいですかね。

松尾数則委員　採択、不採択、一部趣旨の採択というのはないよね、やっぱりそれは。趣旨も採択するなら全部かどうか、そういうことでしょうか。一部採択というのはあるのですか。

中村博行委員長　一部採択もありますが、今回の場合、一部と趣旨とまた違うので。この中の請願の中の全てじゃなくて、この一部そしたらどうするかというところで非常に難しいというものがあまして、ただ防災とい

うことを一番主眼におけば、思いというのは議会としてですね。というのがこれまでややもすると議案の審査と同じように皆さん考えられた部分が一時期あったと思うのです。だから議案の否決か可決かみたいなね、というような形で極端な審査になったような気がしますので、そうじゃなくてあくまでも請願というので市民の方から出されたものということから、趣旨は今回当然受けるべきではないかというような、御意見が中心だったと思います。そういうことからこれについて趣旨採択というような御意見があった中でそのことについての採決ということによろしいですかね。

松尾数則委員 趣旨も一部採択というイメージじゃあないのですか。そういう表現とかあれば、ないよね、やっぱり。

清水議会事務局次長 一部採択は項目が2個か3個、4個あって、そのうちの1個、2個は認めるけど、3番、4番は認められないということで、要望事項を消していくと。その一部分だけ採択しますよということが多分一部採択だと思います。皆さんが言われるのは理由の部分で納得がいかない、ただ要旨そのものは工事の道路の拡幅というところですから、その拡幅についてはいいのではないかということで、ただ理由としていろいろ言っておられるけど、やっぱり防災としてここは認められるということで、この請願内容そのものについても要旨は認められるというのが趣旨採択というところで、そのように分けて考えていただければと思います。

中村博行委員長 ということであります。過去にも請願で一部採択というのを今、清水次長がおっしゃったようなことは、私もちょっと経験していることもあります。民福のほうで私が紹介者として出したケースで一部採択ということをしていただいたケースがありますけれども、それとはちょっと違うということで趣旨を本当の意味でそれを受け入れるという形の判断ということになると思います。その辺でいかがでしょうかという

ことですが、それでは採決してよろしいですかね。それでは請願第1号、前場橋から埴生漁港までの市道拡幅工事を求める請願について趣旨採択ということで賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

中村博行委員長 全員賛成ということであります。したがいまして請願第1号は趣旨採択ということに決しました。

中村博行委員長 続きまして日程の最後8番ですけども、陳情要望についてというのが上がっております。宇部美祢地域農村漁村女性団体連携会議というところから山陽小野田市の農業委員への女性登用ということについての要望がまいっておりますが、既に農業委員会もその方向に動いておりますので、改めて意見書とかそういうものは出す必要はないかと思えます。ですからこの内容を読んでいただいて、そういうことが発生したときにその旨を発言されたらいいなと思うのですが。

松尾数則委員 農業委員会はこの方向に動いているか。

中村博行委員長 実際には動きというよりは、やっぱり国、県のほうから女性を登用しなさいということが来ているみたいです。だからそういう方向へは当然考えられている。最低何名ぐらいはというような思いを持っているみたいです。

杉本保喜委員 枠はないですよ。女性何名出しなさいというのはないです。ただ公平に扱いなさいというのが趣旨ですよ。文章の中ではね。公式文書にはそうなっている。だから特別にさっき言ったように枠を決めるとか、何歳の女性を必ず入れろとかそういう枠はしないでくださいと書いていますよね。

中村博行委員長 実際に農業委員あるいは農地適正化推進員については、3月10日ぐらいまでに出してくれみたいなことで、関係者は一生懸命動かれています。その中でやっぱり女性というのは、必ず入ってきているみたいですよ。現実の問題ちょっと難しいみたいですけどね。

岩本信子委員 農業委員は立候補制ではないのですか。推薦ですかね。立候補制というのがあったのが、あれはなんでしたかね。（「12月の条例で変わった」と呼ぶ者あり）

中村博行委員長 だから14名。農業委員が14名と農地適正化推進員が14名ということで、早急に選定に動かれている様子です。6月の議会に議案として出てくると思います。任期が7月やからね。6月で議案を出すために3月中旬までには、決めたいという意向だと思います。ということでこの陳情要望については、中身をしっかりと読んでいただいて、（発言する者あり）そうそう、ですからお目通しをしておいてくださいということで終わりたいと思います。よろしいでしょうか。

岩本信子委員 委員長はそちらの方向で女性も入れるという方向で動いてらっしゃるという確認はとれないでしょう。何にも。

中村博行委員長 とれない。

岩本信子委員 でしょう。私が気になるのは、やはり男性も女性も同じ人数ぐらいでという、同比でね、いくべきじゃないかなとは思っていますので、その辺が動いているという委員長の・・・。

中村博行委員長 動いているというよりは、そういう考えの下に選定を進めているということは分かりますが、具体的に実現がどれぐらいというのは聞いてないですよ。いずれにしても議会の・・・（発言する者あり）



岩本信子委員 それは大文句言わなければいけないなと思いますので。（「文句は言えないだろ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）そうかそうか。

中村博行委員長 要するに議案として出ますから、議会がそれについて審査するという事です。

岩本信子委員 そういうことやね。はい、分かりました。

中村博行委員長 それを判定基準としてこういう要望が来ているということ、目を通してくださいと。（発言する者あり）はい、それではそういうことで、読みおくということで終わりたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは産業建設常任委員会をこれで閉じます。お疲れさまでした

---

午後 2 時 2 7 分散会

---

平成 2 9 年 2 月 2 7 日

産業建設常任委員会委員長 中 村 博 行